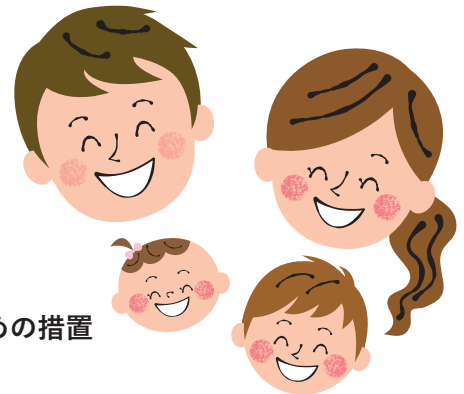


仕事と子育て

妊娠～職場復帰後 両立支援のための措置・制度

妊娠～産前・産後休業期間

- ・妊産婦の危険有害業務の就業制限(希望の有無にかかわらず)
- ・産後休業(産後8週間)(希望の有無にかかわらず)
- ・産前休業(産前6週間、多胎妊娠の場合は14週間)
- ・保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
- ・(医師等からの)指導事項を守ることができるようにするための措置
- ・妊婦の軽易業務転換
- ・妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限
- ・妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限(1日8時間、1週間40時間まで)



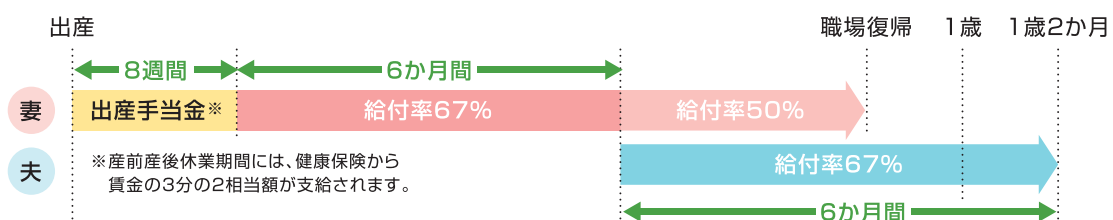
育児休業期間

- ・育休(子が1歳に達するまで) ※保育所等に入所できない場合などの一定場合は、1歳6ヵ月又は2歳まで

男性でも育児休業を取得できます【パパ・ママ育休プラス】

- ・夫婦ともに育児休業を取得した場合には、1歳2か月まで休業できます
- ・男性が妻の出産後8週間以内に休業した場合には、2度目の育児休業が取得できます
- ・配偶者が専業主婦でも休業できます

パパ・ママ育休プラス制度の活用と給付金支給イメージ



- ・育児休業給付金が支給されます
- ・育児休業開始から6ヵ月間は給付率67%、それ以降は50%
- ・育児休業中は社会保険料が免除されます

職場復帰後

- ・育児時間(子が生後1年未満、1日2回30分以上)
- ・育児短時間勤務制度(子が3歳未満の間)
- ・所定外労働の制限(子が3歳未満の間)
- ・時間外労働の制限(子が小学校就学未満の間、1か月24時間、1年150時間まで)
- ・深夜業の制限(子が小学校就学未満の間、深夜(午後10時から午前5時まで))
- ・子の看護休暇制度(小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、1日又は半日単位)